

婚外子格差規定を削除する改正民法が12月5日に成立しました。

結婚していない男女の間に生まれた子(婚外子)の遺産相続分を、法律上の夫婦の子(嫡出子)の半分とした規定を削除した改正民法が5日未明の参院本会議で、全会一致で可決、成立しました。

最高裁は平成25年9月4日、民法の規定について「親が結婚していないという選択の余地がない理由で子に不利益を及ぼすことは許されない」として違憲判断を示しました。

改正民法では、900条の中の「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とする」との箇所が削除され、嫡出子と婚外子の遺産相続分は均等となります。

なお、出生届に嫡出子か婚外子かを記載するよう義務付けた規定を削る戸籍法改正案は否決されました。

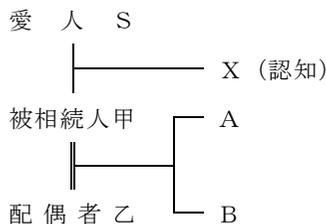
改正民法は、平成25年9月5日以後に開始する相続から適用されます。

《入門テキストP 2-18》

## 5. 嫡出でない子（非嫡出子）

→ 相続人のうち非嫡出子がある場合には、その者の相続分は嫡出子の相続分の $\frac{1}{2}$ とします。<sup>\*04</sup> ← 削除されました。

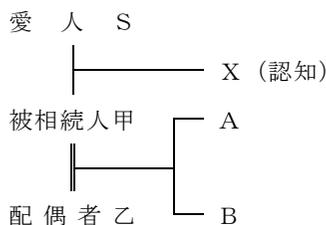
《改正前》



配偶者乙	$\frac{1}{2}$
A、B各	$\frac{1}{2} \times \frac{2}{5}$
X	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$
A、B、Xは2：2：1で配分します。	



《改正後》



配偶者乙	$\frac{1}{2}$
A、B及びX各	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$

《相続税法上の適用期日》

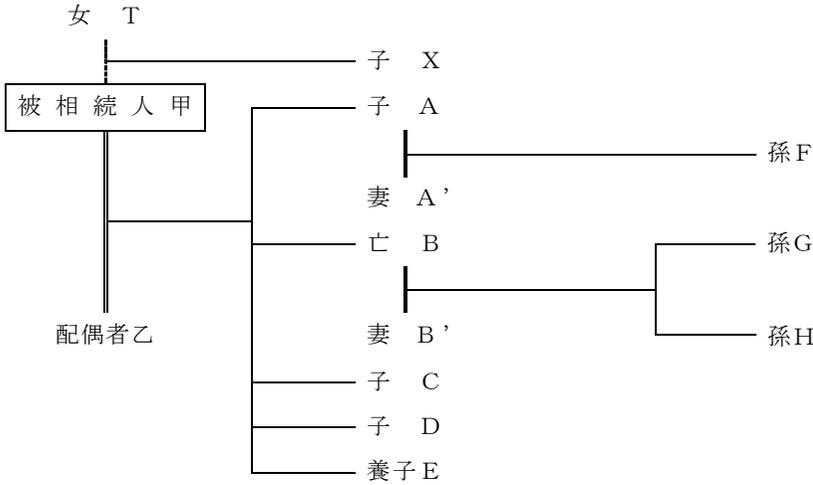
平成25年9月5日以後に申告（期限内申告、期限後申告及び修正申告をいいます。）又は処分により相続税額を確定する場合（平成13年7月以後に開始された相続に限ります。）から適用されます。<sup>\*05</sup>

<sup>\*04</sup> 結婚していない男女の間に生まれた子（婚外子）の遺産相続分を、法律上の夫婦の子（嫡出子）の半分とした規定を削除した改正民法が平成25年12月5日参院本会議で、全会一致で可決、成立しました。最高裁は平成25年9月4日、民法の規定について「親が結婚していないという選択の余地がない理由で子に不利益を及ぼすことは許されない」として違憲判断を示しました。改正民法では、900条中の「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の $\frac{1}{2}$ とする」との箇所が削除され、嫡出子と婚外子の遺産相続分は均等となります。なお、出生届に嫡出子か婚外子かを記載するよう義務付けた規定を削る戸籍法改正案は否決されました。

<sup>\*05</sup> 違憲決定では、嫡出に関する規定についての違憲判断が「確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものでない」旨の判示がなされていることより、平成25年9月4日以前に、申告又は処分により相続税額が確定している場合には、改正前の規定を適用した相続分に基づいて相続税額の計算を行っていたとしても、相続税額の是正はできません。

次の各設問の相続人の判定を行いなさい。(民法改正後)

【設問 8】平成24年度税理士試験問題一部修正



- (注) 1 子Dは、被相続人甲の死亡に係る相続について適法に相続放棄をしている。  
 2 養子Eは、被相続人甲と適法に養子縁組をしている。  
 3 子Xは非嫡出子であり、被相続人甲は生前に認知している。なお、Xの相続分は民法の規定に従って計算を行うこと。

【解答用紙】

相続人	相続分

【解答】

相続人	相続分
配偶者乙	$\frac{1}{2}$
子 A	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$
子 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$
養子 E	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$
子 X	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$
孫 G	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} \times \frac{1}{2}$
孫 H	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} \times \frac{1}{2}$

問題4 相続分

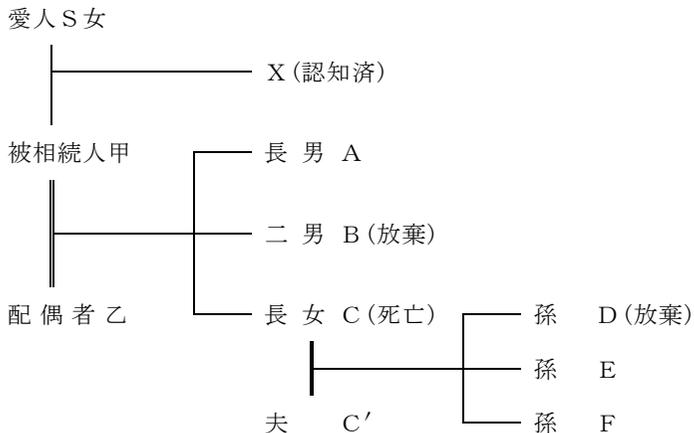


基本

10分

次の各設問における親族図表により、相続人及び相続分を求めなさい。(民法改正後)

(設問8)



解答 問題4 相続分

(設問8)

相続人	相続分
配偶者乙	$\frac{1}{2}$
長男 A	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$
孫 E	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2}$
孫 F	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2}$
X	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$